

## 有線放送による放送の再送信に関する研究会 第6回議事要旨

1 日 時 平成20年2月8日(金) 10:00~11:40

2 場 所 総務省 第1特別会議室(8階)

3 出席者

(1) 構成員

新美座長、音構成員、菊池構成員、高橋構成員、長田構成員、  
長谷部構成員、早坂構成員、山下構成員

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、  
吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長、  
長塩放送政策課企画官

4 議事要旨

(1) 資料 6-1「再送信同意に係る裁定に関する現状について」について事務局から説明があり、その後質疑応答が行われた。

構成員から出された質問及び意見は次のとおり。

○ P3 の、「過去一度も同意を得ていない区域」について、「～規模等を勘案すれば、適格性の判断を左右する事情と認められない～」とあるが、一度も同意を得ていない区域はどの程度の規模であったのか。

(事務局) 今回の裁定の中に2例あった。1つは、同意期限が切れた後に、同じ市内で業務エリアを拡張したケースで、2つめは、市町村合併により市に新たに加わった地区に業務エリア拡張をしたケース。拡張したエリアの規模が小さいこともさることながら、既に業務を行っていたエリアと同じ市町村内であり、実質的な規模拡大とまでは言えないのではないかという点も総合的判断の一要素となった。

○ P3 の④再発防止については、今後協議を行うこととしていること等を考慮とあるが、どのような事実認定を行ったか。

(事務局) 有線テレビジョン放送事業者及び民間放送事業者双方に、再送信同意が更新されなかった原因、更新されなかった後も再送信を続けた原因等について調査し、回答を得た。また、今後について、有線テレビジョン放送事業者から、同意の更新、エリアの拡張に当たって、手続上の不備をなくすため社内コンプライアンス体制の確立を図るとの回答を得た。さらに、有線テレビジョン放送法上は裁定をもって再

送信も可能であるが、著作権等の関係で同意書のやりとりをするに当たっては、また同じことが繰り返されないよう事前に十分話し合い、同じようなトラブルのないようにする、等の回答を得たところ。

- (2) 資料 6-2「中間とりまとめ（案）に関する意見募集結果等の概要」及び資料 6-4「最終とりまとめ素案」について事務局から説明があり、その後質疑応答が行われた。

構成員から出された質問及び意見は次のとおり。

- 資料 6-2、P44 で、(社)日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）は「裁定制度を撤廃するならば民間の仲裁手段の導入を検討」と主張しているが、(社)日本ケーブルテレビ連盟（以下「CATV連盟」という。）側の意見はどうか。  
(事務局) 公式の意見としては聞いていないが、民間の紛争処理制度の導入は反対ではないものの、最終的な紛争解決方法としての裁定制度は必要、と考えていると思う。
- 資料 6-4、P30 で、「2011 年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境～」について、もう少しわかりやすく記述すべき。このままでは 2011 年で経過期間が終了するとも読めてしまう。  
(事務局) ご趣旨を踏まえて記述を検討。
- この研究会でも 2011 年で経過期間が全て終了という議論ではなかったと思うので、そのように対応したい。
- 趣旨はもっともだが、あまり書きすぎるのもいかなものか。
- 資料 6-2、P31 で、「～その際には、必要に応じて、新規の同意か、更新の同意か等によって場合分け～」とあるが、いわゆる同意切れで再送信を行っている事業者は、どちらに入るのか。  
(事務局) ガイドラインは、再送信期限が切れた後に再送信が行われることのないよう同意のある間に次の更新を行い、手続を決着させることを想定。
- 資料 6-2、P4 の民放連等の意見「ケーブルテレビ側に偏っている、公正でない」の意見は構成員として心外。誰もケーブルテレビ側に味方をしようとしているわけではないのに、結果的にこうなるのはケーブルテレビ側により理のあるということではないか。となれば、民放側に納得してもらうような説明、努力が必要。
- 私も民放連の意見には所々矛盾を感じる部分がある。
- ケーブルテレビ寄りとの意見について、有線テレビジョン放送事業者の明らかに違法な状態については厳しく取り締まる姿勢を打ち出して、公正さを確保することも一案。但し、あまり明確に姿勢を打ち出すと、総務省の手足を縛ってしまうという弊害もあるが。

- 民放連は裁定制度そのものをなくせというのが基本的スタンス。一方、当研究会は裁定制度をどう改善するかということであり、スタンスの違いもある。
- 資料 6-2、P39 に地域民放の経営への配慮について書かれているが、中間とりまとめ（案）には有線テレビジョン放送事業者の経営について触れられていなかったため、不公平といった話が出てきたのかもしれない。
- 資料 6-4、P28 の比較衡量する時の衡量要素は、これまで i) ~ iii) の全て同列であったものが、今回、i) が基本であって ii)、iii) を併せて考慮した総合衡量で決めるとなっている。私は賛成だが他の委員の意見を確認したい。
- 「衡量要素」は、i) を基本とするが ii)、iii) も軽くないものと理解したい。
- i) が弱くとも、ii)、iii) により同意裁定となることはあるか。
- いずれも総合的判断となるが、地域間の関連性の程度を量る場合は、i) はどんな地域間でも必ず推し量ることができる。i) がなくて ii)、iii) があるというのは、論理的にはともかく実態としては考えにくい。いずれにしてもそれらを踏まえた上での個別判断が基本となる。
- 資料 6-4、P29 の「一見明白に遠方」とはなにか。  
(事務局) 個別の地域を出すのはいかがかと思ひ、以前の議論にあった「東京ー北海道」のイメージを言い直したもの。
- あと、その後の「なお、～「一定の区域」～」の表現がまわりくどく感じるが、ここはどうか。  
(事務局) この研究会において、当初「一定の区域」を明確化しようとの議論もあったが、区域を隣県全部とするか、あるいは隣県の一部地域とするか等については、研究会の議論でもパブコメの意見でもコンセンサスを得ることが困難であったため、一定の地域を定めずに個別判断という議論を踏まえた形になった。ただ、区域の定め方についての議論の経過を示す意味で、なお書きの形で記述を残しているもの。
- (事務局) 補足すると、区域外再送信については、地域によっては「ローカルルール」で円満に再送信同意がなされている場合には、それは尊重してもよいと思われ、ガイドライン等で同意すべき区域の基準について定まった形では書きにくいところもあり、このような表現となった。
- 「なお～」の文案については賛成。一定の区域が明確になる方がスムーズだとは思いますが、地域で相当事情が異なっており、キッチリ書くよりも少し「遊び」があった方が今後の展開上よいのではないか。
- 表現は賛成だが、結局基準があいまいで、今後大臣裁定を審議することになる情報通信審議会の負担が重くならないだろうか。研究会としてももう少し明確な基準が打ち出せればよいが。
- 社会生活圏的なつながりについて、放送対象地域との密接なつながりが必要か、その放送対象地域の隣接地域と交流が密接であればよいのか、議論をきちんと分け

ておく必要がある。

- 隣県のどの範囲まで認められるかについては、議論の分かれるところでもあったので、その部分はグレーのままの方がよい。
  - 市町村という行政区画がベースで、県域全体は必ずしも当然ではなく、個別判断。
  - 隣県全体というのは、出演側、実演家としては露出コントロールが効かなくなる。
  - 最終的にはこの書き方しかないだろうが、県域単位ならばともかく、県の中でここまで良くてここからはダメといった感じで線を引かれることには抵抗感がある。あと、説明を受けるまではこの表現は非常に狭い地域を示しているものと感じた。今後この最終とりまとめを公開した場合、内容を誤解される恐れはないか。
  - この書き方は隣接区域はほぼ当然に合格と言っているだけで、それ以外はダメと言っているわけではない。場合によっては、隣接市町村の他にももう少し例示を出してもよいのでは。
- (事務局) 資料 6-4、P29 の「一見明白に遠方」については、例えば香川県と高知県のように、隣接していないが一見明白に遠方といえない事例もあり、このような表現となった。
- 市町村の大きさはかなり偶然的要因で決まっているので、それを元に制度を組み立てるのも不公平感がある。最小限の例示の他は個別判断ということではないか。
  - 素案のとおりでよいのではないか。オール・オア・ナッシングの基準を出すのは難しい。
  - 少数チャンネル地域については、衡量要素の 1 つになることを明示してもよいのでは。
  - 著作権ビジネスの実務上、そこまで記述することには違和感がある。
  - ビジネスの問題が解決しないという理由で、少数チャンネルがそのままというのはいかがかと思う。
  - 意見としては分かるが衡量要素とまで言えるかどうかは慎重であるべき。今回は法改正までは行かないことから、今後の検討課題という整理で。
  - 両連盟の話し合いを優先すべきとの意見だが、話し合いの結果再送信される地域が狭くなった場合はどうなるのか。
  - 民民間の同意であれば、それに介入する余地はないのではないか。あとは受信者が再送信の区域を増やすよう要望していく形になると思うが、制度として再送信の区域が狭いから広げよ、ということにはならないのでは。
  - 次回会合では、両連盟の協議の状況について聞きたい。あと可能であればガイドラインのイメージみたいなものも見てみたい。
  - 両連盟の協議について、もし民民間の仲裁制度について話がまとまっていたら、その概要についても知りたい。

(事務局) 対応したい。

○ 仮に民間の仲裁制度ができたとしても、それが不調に終わった場合すぐ裁判に行くということにならないよう、行政的な措置の確認作業は最低限必要だと思う。

(3) 次回会合は3月前半を目途とし、別途事務局から連絡することとなった。

以上